様式第５号（第７条関係）

美術作品等撮影許可（不許可）通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

年　　月　　日

様

丸亀市長　　　印

　下記のとおり美術作品等の撮影を

　１　許可します。

　２　許可できません。

|  |  |
| --- | --- |
| 撮影許可番号 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 撮影の目的 |  |
| 作品等の区分 | 作　　　品　　　名 | 制作年 | 作　　家　　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 撮影者（申請者が、法人又は団体のときに記入すること。） | 氏　　　名 | 連　絡　先 |
|  | 〒電　話（　　　－　　　） |
| 許可条件 | １　丸亀市美術館条例、同条例施行規則の入館者等が守るべき諸規定に違反しないこと。２　撮影の際は、職員の指示に従うこと。 |
| 撮影料 | 学術研究を目的とする場合 | 点 | 円 |
| 出版等を目的とする場合 | 点 | 円 |
| 美術作品等の撮影を許可できない理由 |  |

１　この決定に不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して60 日以内に、地方自治法第244条の4第2項の規定により丸亀市長に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。